

岐南町放課後児童健全育成事業業務委託業者選定に係る一般競争入札実施要領

1 募集の目的

岐南町（以下「町」という。）では、放課後児童健全育成事業（以下「学童保育事業」という。）の運営について、より充実したサービスの提供を目的として、豊富な知識と経験を有する民間事業者には事業運営を委託するために事業者の選定を行う。

なお、本要領は一般競争入札により選定するにあたり必要な事項を定めたものである。

2 事業の概要

（1）仕様書番号及び案件名

- ・子委第 R6-20 号・岐南町放課後児童健全育成事業業務委託（西小学童保育）
- ・子委第 R6-21 号・岐南町放課後児童健全育成事業業務委託（東小学童保育）
- ・子委第 R6-22 号・岐南町放課後児童健全育成事業業務委託（北小学童保育）

※ 上記 3 地区の学童保育ごとに受託者を募集する（複数の事業に応募することを可能とする）。なお、選定は事業（案件）ごとに実施する。

（2）業務目的

就労等により保護者が家庭にいない小学生を対象として授業終了後や学校の長期休業日に、家庭に代わる生活の場として遊びや集団生活の指導等を通じて児童の健全育成・安全確保を図る。

（3）業務内容

放課後児童健全育成事業
詳細は岐南町放課後児童健全育成事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照。

（4）業務場所

仕様書に記載する町内の放課後児童クラブ（以下、「学童保育」という。）

（5）契約期間

契約日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

（履行期間） 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日
ただし、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間は、業務実施準備期間とする。

3 入札参加資格要件

入札参加者は、次の各号を満たしていること。なお、受託業務開始前及び開始後において資格を失効又は取得できず、町が委託を取り消すこととなった場合は、損害の賠償を請求する場合がある。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- （2）破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- （3）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条、及び第 180

条の5第6項に該当しない法人であること。

- (4) 法人として児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法令違反の経歴がないこと。
（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く。）
- (5) 岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（昭和61年12月1日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (6) 岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領（平成9年7月1日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (7) 岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年9月30日決裁）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (8) 本告示の日から過去5年以内（令和元年度から令和6年度まで）に、愛知県・岐阜県・三重県内の地方公共団体からの学童保育運営委託業務を請け負い、契約を締結したことがある法人格を有する団体であって、愛知県・岐阜県・三重県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (9) 岐南町契約規則（昭和41年岐南町規則第5号）第21条の2に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であって、当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められている者であること。※
※登録について（町ホームページ 入札参加資格審査申請（物品・委託等）
<https://www.town.ginan.lg.jp/1561.htm>）
- (10) 仕様書に掲げる支援員の配置基準等をはじめとした全要件を満たし、指導体制の整備が可能な者であること。

4 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 国税及び地方税を滞納している者
- (2) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条（私的独占又は不当な取引制限）又は第8条第1号（一定の取引分野における競争を実質的に制限）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- (4) 反社会的団体又はその団体や構成員の統制の下にある法人

5 失格要件

入札参加資格確認申請書等を提出してから受託候補者が特定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格（審査の対象から除外）とする。

- (1) 入札参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

- (3) 入札参加資格確認申請等に係る書類について、虚偽が判明した場合
 - (4) 事務局関係者に直接・間接を問わず、助言を求め、又は不正な接触を行った場合
 - (5) 他の入札参加者（予定者を含む）に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求め、又は接触を行った場合
 - (6) 入札参加者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
 - (8) 競争入札参加に影響を与える行為があった場合
 - (9) その他、著しく信義に反する行為があった場合
- 2 前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとする。

6 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 理由如何に関わらず提出された書類（以下「提出書類」という。）の返却はしない。
- (3) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (4) 町が必要と認める場合は、提出書類の真偽について調査することがある。
- (5) 入札参加に関して必要な費用は、入札参加者の負担とする。
- (6) 入札参加資格確認申請書の提出後に辞退する場合は、理由を付した入札辞退届（別紙様式 14）を提出すること。
- (7) 本事業者選定に係る情報公開請求があった場合は、岐南町情報公開条例（平成 12 年岐南町条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開することがある。

7 スケジュール

項目	日程
入札告示	令和6年10月11日（金）
質問受付期間	令和6年10月11日（金）午前9時から 令和6年10月22日（火）午後4時まで
質問回答期限	令和6年10月25日（金）正午
入札参加資格確認申請書等提出期間	令和6年10月11日（金）午前9時から 令和6年10月30日（水）午後4時まで
入札参加資格確認通知書発送	令和6年11月7日（木）
開札	令和6年11月13日（水）午後2時
年割額等契約協議	開札日以降
契約	落札者決定通知後
現地見学（希望する者のみ・原則、見学希望日の2日前までに要予約）	令和6年10月17日（木）・10月18日（金） 令和6年10月21日（月）～10月24日（木） ※各日午前9時から午前11時30分まで

8 入札参加書等

入札参加者は、下記の通り書類を提出すること。

※ 複数の事業への参加を希望する者は、参加する事業（案件）ごとに申請書等を提出すること。

（1）提出書類（正本1部・副本（正本の写）1部）

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- イ 誓約書（別紙様式2）
- ウ 学童保育の運営実績（別紙様式3）※要資料添付
- エ 学童保育の運営実績詳細（別紙様式4）※要資料添付
- オ 本業務委託における職員体制【予定】（別紙様式5－1・2）※通常/夏休みを作成
- カ 本業務委託における雇用形態等及びタイムスケジュール【予定】（別紙様式6）
- キ 本業務委託における行事計画【予定】（別紙様式7）

（2）提出期間

令和6年10月11日（金）から令和6年10月30日（水）まで（必着）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限必着）

いずれの場合も電話連絡すること。なお、持参の場合は、必ず事前に岐南町総務課に受付時間を予約の上、来庁すること。

(4) 提出先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
岐南町総務部総務課
TEL：058-247-1331

(5) 参加資格の確認及び結果の通知

「(1) 提出書類」により、参加資格要件を満たしているかについて確認し、その結果を入札参加資格確認通知書により、一般競争入札参加資格確認申請に記載されたメールアドレス宛に通知する。

なお、参加資格要件を満たすことができなかった入札参加者に対しては、理由を記載し通知する。

(6) 通知期限

令和6年11月7日(木)まで

9 質問等

本実施要領その他関係資料の内容について質問がある場合は、次のとおり受付し、原則、町ホームページにおいて回答する。ただし、事業者が特定できるような質問については非公表とする場合がある。なお、軽微な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書（別紙様式8）を総務課宛に、FAX 又は電子メールにて提出すること。

送信時には、必ず電話で受信の確認を行うものとする。

口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和6年10月11日(金) 午前9時から令和6年10月22日(火) 午後4時まで(必着)

(3) 提出先

岐南町総務部総務課
TEL：058-247-1331
FAX：058-247-9904
Mail：soumu@town.ginan.lg.jp

(4) 回答方法

町のホームページにおいて回答する。

(5) 回答日

令和6年10月25日(金) 正午まで

10 現地見学（希望者のみ・要予約）

（１）日時

令和 6 年 10 月 17 日（木）・10 月 18 日（金）及び
令和 6 年 10 月 21 日（月）から 10 月 24 日（木）まで
（各日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで）

※令和 6 年 10 月 17 日（木）は施設都合により西町民センターの見学不可。

（２）場所

① 東町民センター

岐阜県羽島郡岐南町野中 1 丁目 121 番地

② 西町民センター

岐阜県羽島郡岐南町みやまち 4 丁目 125 番地

③ すこやかセンター

岐阜県羽島郡岐南町八剣 5 丁目 114 番地

（３）その他

- ・学童保育実施時間外（会場のみ）の見学となる。
- ・現地見学を希望される場合は、現地見学申込書（別紙様式 9）を子ども安心課宛に、FAX 又は電子メールで提出し、送信時には必ず電話で受信の確認を行うこと。
（原則、見学希望日の 2 日前までに現地見学申込書を提出し、見学日時については子ども安心課と調整の上、決定する）

※提出先

岐南町福祉部子ども安心課

TEL：058-247-1344

FAX：058-247-1488

Mail：kodomo@town.ginan.lg.jp

11 開札

入札執行は事業（案件）ごとに開札する。

本事業は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 2 第 7 号ロの社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条（定義）に規定する社会福祉事業に該当することから非課税取引となる。（放課後児童健全育成事業は社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第 2 種社会福祉事業に該当）

（１）提出書類

- ア 入札書（別紙様式 10）※ 1
- イ 内訳書（別紙様式 11）
- ウ 念書（別紙様式 12）
- エ 委任状（別紙様式 13）※ 2

※ 1 開札に際し、当方の予定価格を上回った場合、ただちに再度の入札を行うことがある。このため、2 回目以降用の白紙の入札書、封筒、代表者又は代理人の印を用意す

ること。(2回目以降は入札書のみ(内訳書は後日)の提出とする)

※2 開札日に代理人が参加する場合に提出すること。

(2) 開札日時・場所

令和6年11月13日(水)14時・庁舎4階4-1会議室

(3) 受託候補者の特定

受託候補者は入札書に記載の入札金額(3年間総額)が最も安価な者とする。入札金額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。

12 契約の締結

(1) 町と受託候補者は、開札日以降、年割額等を協議し、契約締結の交渉を行う。

(2) 受託候補者に特定された場合においても、契約交渉が不調のとき又は5 失格要件に該当することが判明した場合若しくは提案内容に虚偽の記載や重大な瑕疵が判明した場合は、次に入札金額が安価な者を受託候補者としてすることができる。

(3) 本契約において、3年間は実施場所、児童数、支援の単位数等に大幅な変動がないものとして契約を締結することとする。ただし、実施場所、児童数、支援の単位数等に大幅な変動がある場合又は物価の急激な変動等不可避な社会情勢の変動が生じた場合は、双方の協議により変更契約ができるものとする。

(4) 予算が成立しなかった場合は、契約を締結しない。

13 業務実施準備期間

契約締結の日から令和7年3月31日までの間を業務実施準備期間とし、仕様書に定める委託内容を円滑に実施するため、支援員等の確保、保護者、町内の各小学校、地域及びその他関係機関との連携体制の確立、組織体制(指揮命令系統等)の確立、備品等の確認、町及び現委託事業者からの引継ぎ等を行うこととする。なお、委託準備に要する費用は受託候補者が負担することとする。

14 提出書類等一覧

番 号	書 類 名	様式番号	期日等
1	一般競争入札参加資格確認申請書	別紙様式 1	10 月 30 日（水）まで
2	誓約書	別紙様式 2	10 月 30 日（水）まで
3	学童保育の運営実績 ※事業名、契約金額、契約期間等が確認 できる委託業務請負契約書などの写 しを添付	別紙様式 3	10 月 30 日（水）まで
4	学童保育の運営実績詳細 ※法人で独自に実施した研修の資料が あれば添付 ※火災、地震、不審者の侵入など、緊急 時の対応マニュアルを添付 ※保護者からの要望等処理体制につい てのマニュアルがあれば添付	別紙様式 4	10 月 30 日（水）まで
5	本業務委託における職員体制【予定】	別紙様式 5－1・2	10 月 30 日（水）まで ※ 1
6	本業務委託における雇用形態等及びタ イムスケジュール【予定】	別紙様式 6	10 月 30 日（水）まで
7	本業務委託における行事計画【予定】	別紙様式 7	10 月 30 日（水）まで
8	質問書	別紙様式 8	10 月 22 日（火）まで ※ 2
9	現地見学申込書	別紙様式 9	※ 3
10	入札書	別紙様式 10	11 月 13 日（水）※ 4
11	内訳書	別紙様式 11	11 月 13 日（水）
12	念書	別紙様式 12	11 月 13 日（水）
13	委任状	別紙様式 13	11 月 13 日（水）※ 5
14	入札辞退届	別紙様式 14	※ 6

<注意事項>

※複数の事業への参加を希望する者は、参加する事業（案件）ごとに申請書等を提出すること。（番号 1～7 は正本 1 部・副本（正本の写） 1 部を提出すること）

※ 1 通常学童保育及び夏休み学童保育の職員体制を作成すること。

※ 2 該当する場合のみ提出すること。

※ 3 希望する場合のみ提出すること。

また、原則、見学希望日の 2 日前までに予約すること。

※ 4 必ず開札日当日に持参すること（事前提出しないこと）。

※ 5 開札日に代理人が参加する場合に提出すること。

※ 6 一般競争入札参加資格確認申請書の提出後に入札を辞退する場合に提出すること。